

報告第8号

専決処分について

次の事項について、平成30年8月7日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月3日提出

春日市長 井 上 澄 和

中学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

中学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、中学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成30年8月7日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

福岡市●●●●●●●●●●●●●●●●
●● ●●

2 事故の概要

平成30年7月26日(木)午前9時40分頃、春日市立春日中学校の教職員駐車場周辺において本市職員が除草作業を行っていた際に、草刈機ではねた小石が当該駐車場に駐車していた相手方自動車に当たり、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

134,352円